

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	景観行政団体（横浜市）の見解
賛成	<p>夜間景観の形成（投影広告物を含む）に関する意見</p> <p>関内地区は歴史的な建築物が立ち並び、港町らしさが感じられ、野球があるときは人がたくさんくるかもしれないが、普段は落ち着いた街なので、イベントばかりが行われるようになるのは違うと思う。そのため、例えばイベントであっても広告を出せる期間や時間を限定的にすることは良いことだ。いつもの静かな夜も守ってほしい。</p>	1 (1)	<p>関内地区は、歴史的建造物が多く立ち並ぶとともに、特徴ある商店街が点在する等、開港からの歴史や港町らしさが感じられる地区です。本市としても、引き続き、関内地区の落ち着いた夜間景観を守りながら、さらに魅力的な景観の形成を図っていきます。</p>
その他	<p>夜間景観の形成（投影広告物を含む）に関する意見</p> <p>意見箇所（変更の原案 P. 22）</p> <p><投影広告物></p> <p>（1）投影広告は、表示することができない。ただし、催物等のために表示するもので、次のいずれかに該当し、魅力的な景観に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ア 投影期間を原則として7日以内とし、投影開始日については、同一区域における前回の投影期間終了日の翌日から起算して、前回の投影期間の5倍の日数を空ける場合</p> <p>イ 投影時間が原則として1日あたり10分以内である場合</p> <p>意見</p> <p>投影広告物も賑わい創出の観点から、重要な媒体と存じます。効果的な演出は、その催事の内容次第であるため、期間や時間は、ある程度主催者側の意向を尊重願えればと存じます。</p>	1 (1)	<p>本市では、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていくために、令和4年7月に「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定しました。これに伴い、今回は景観計画等のルールと整合を図り、ガイドラインを反映した制度運用を行えるよう「横浜市景観計画」を変更するもので、投影広告物の基準についても、ガイドラインの方向性に沿った内容としています。</p> <p>具体的には、ガイドラインで掲げる方向性の一つ「時間的なメリハリを意識します」に記載する「特別な演出の頻度や期間・時間は限定的にするなど、イベントの特別感を高めるよう配慮する」のとおり、「横浜市景観計画」では、投影広告物の表示を原則7日以内又は1日あたり10分以内とすることで、メリハリのある広告景観の形成を図っています。</p> <p>なお、具体的な期間や時間については、賑わいの創出や魅力的な景観の形成に寄与するものであるか等、景観への影響に鑑み、個別の計画ごとに調整を行うこととなります。</p>
	<p>現行の景観制度に関する意見</p> <p>意見箇所</p> <p>地区別方針の分類方法について(計画図)</p> <p>意見</p> <p>計画図において、関内地区を地区ごとにブロック分けしていますが、景観を考える上では、ストリートや軸線としての視点も追加すべきと存じます。</p> <p>特に関内地区における緑の軸線構想は、横浜市の都市デザイン上も重要な軸線のため、それに沿った方針を定めてはいかがでしょうか。</p>	3 (1)	<p>緑の軸線は、関外地区から関内地区の横浜公園や山下公園へとつながっており、軸線に沿った地区ごとに異なる特性があることから、それぞれの特性に応じた景観形成を図るために、地区別の方針や地区別の景観形成基準等を定めています。これらの地区別の景観形成と、港と都市との結びつきを強化するために構想された緑の軸線構想を両輪で活用していくことで、引き続き、魅力的な景観の形成を図っていきます。</p>
	<p>意見箇所（変更の原案 P. 8）</p> <p>良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1 届出対象行為及び特定届出対象行為</p> <p>（2）建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの</p> <p>意見</p> <p>建築物の外観を変更する際、10㎡以上を届出対象としていますが、建築物の大小によって、外観の変更の与える影響は変わってくると存じます。一律の面積基準とせず、個々に判断してはいかがでしょうか。</p>	(1)	<p>関内地区における景観計画の届出対象行為の基準は、外観を変更する部分の建築物に対する割合ではなく面積により規定し、10㎡以上を届出対象とすることで、景観の質の担保を図っています。これに加え、関内地区都市景観協議地区では、10㎡以上の外観変更を協議対象とすることで、景観の質の向上を図っています。</p> <p>なお、実施する修繕若しくは模様替又は色彩の変更が外観の変更に該当するかについては、個別の計画ごとに判断します。</p>

<p>意見箇所（変更の原案 P. 22）</p> <p>1 関内地区全域の制限</p> <p>＜映像装置＞</p> <p>映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。</p> <p>意見</p> <p>設置する構造物の大きさや効果等を勘案すると一律5m以下とするべきでなく、当該地域の周辺の状況、空間の状況等を勘案して個々に判断する必要があるのではと存じます。</p>	(1)	<p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するための一定の基準として、関内地区全域においては映像装置の上端の高さを5m以下に設置するものとし、さらに各地区に合わせた基準として、複数の地区で映像装置の表示面積や上端の高さの制限等のより細かな基準を定めています。一方、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないものについては、関内地区全域の映像装置の制限を除外できることを規定し、個別の計画ごとに判断することで、メリハリのある広告景観の形成を図っています。</p>
その他の意見		
<p>意見箇所（変更の原案 P. 8）</p> <p>地区別方針</p> <p>(13) 横浜公園</p> <p>開港当時から歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。</p> <p>意見</p> <p>今後、横浜市と連携し、関内地区の賑わい作りを進めていくうえで、周辺の再開発事業も複数も控えておりますので、横浜公園・横浜スタジアムをどう活用して、どう景観形成を行っていくかが重要だと考えており、共に考えていければと存じます。</p>	2 (1)	<p>横浜公園や横浜スタジアムが位置する関内駅周辺地区は、旧市庁舎街区活用事業をはじめ、地区の大きな変化のきっかけとなる大規模な土地利用転換が進んでいます。また、横浜公園は、関内駅からの入り口となるみなと大通り側や日本大通り駅からの入り口となる日本大通り側、彼我庭園が位置する大さん橋通り側など、各面で異なる特性があり、景観形成にあたってはそれぞれにあった調和が求められます。本市としても、大規模な土地利用転換を契機として地区全体の賑わい創出を図っていくとともに、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠や周辺環境との調和について、引き続き、協議の中で調整を行っていきます。</p>
<p>意見箇所（変更の原案 P. 47）</p> <p>2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の許可の基準</p> <p>(1) 横浜公園</p> <p>整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準は次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>ア 公園内の設備及び施設などは、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。</p> <p>イ 公園周囲のスクラッチタイルの塀が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。</p> <p>ウ 日本大通り及びみなと大通りに面している出入口部分は、人々が滞留することができるゆとりある空間を保全する。</p> <p>エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。</p> <p>意見</p> <p>改めましてのご意見とはなりますが、歴史ある公園としてふさわしい形態意匠について、明治期の公園設置以来、常に野球場と共に歩んできた歴史、またプロ野球球団の本拠地として半世紀近くを市民とともに歩んできた歴史、そして新しく東京オリンピック2020のレガシーとしての歴史なども勘案しながら、共に考えていければと存じます。</p>	(1)	